

# 農業用肥料高騰対策支援給付金の概要について

## (1) 主旨

先行きの見えない世界情勢を背景に、農業用肥料の価格高騰が続いていることから、農作物を出荷・販売等した経営体に対し、次年度以降の営農継続に向けた給付金を支給します。

## (2) 給付要件

次の①～④の要件をすべて満たす経営体等

- ①令和4年7月1日において、大仙市内に住所または事業所を有していること
- ②令和4年度において、農作物（「(3) 給付額」で掲げる作物）の出荷・販売実績があること
- ③令和5年度以降も引き続き営農に取り組む意向があること
- ④市税の滞納がないこと

## (3) 給付額

次の品目ごとの単価に、対象作物の生産面積（1 a未満切捨て）を乗じて得た額の合計とする。

- ①水稲・・・1,000円/10 a
- ②大豆・そば・なたね・飼料作物・・・700円/10 a
- ③露地で栽培する野菜・花き・果樹等・・・2,000円/10 a
- ④施設で栽培する野菜・花き・果樹等・・・7,000円/10 a

※合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

例) 主食用水稲20.00 aと露地で栽培するキャベツ14.40 aの場合  
 $20 a \times 1,000 \text{円}/10 a = 2,000 \text{円}$   
 $14 a \times 2,000 \text{円}/10 a = 2,800 \text{円}$   
 $2,000 \text{円} + 2,800 \text{円} \div 4,000 \text{円} (1,000 \text{円未満切捨て})$

## (4) 申請期間

令和4年11月15日（火）～令和5年1月31日（火）  
申請期限までに申請がない場合は、給付金が支給されませんのでご注意ください。

## 問合せ・提出先

大仙市役所

農林部農業振興課	0187-63-1111(内線259)	協和支所農林建設課	018-892-3694
神岡支所農林建設課	0187-72-4607	南外支所農林建設課	0187-74-3001
西仙北支所農林建設課	0187-75-2966	仙北支所農林建設課	0187-63-3003
中仙支所農林建設課	0187-56-2113	太田支所農林建設課	0187-88-1115